

兵庫県薬事審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県薬事審議会運営規程第2条第2項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催の周知)

第2条 審議会の開催は、会議開催日の2週間前までにインターネット等により、周知するものとする。

2 周知の内容は、審議会の名称、日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続きその他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、次の者をいう。

審議会の許可を得て傍聴証(様式第1号)の交付を受け、審議会を傍聴する者

(傍聴人の定員)

第4条 前条の傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は会長は審議会に諮って別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、審議会当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書(様式第2号)に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴の申出者が前条の定員を超える場合は、抽せんにより決定するものとする。

(傍聴証の交付及び着用)

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号に該当する者は、会議室に入ることができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。

(4) みだりに傍聴席を離れないこと。

(5) その他審議会室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第10条 傍聴人は、会議室において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、審議会の許可を得ようとする者は、許可願(様式第3号)を審議会に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 傍聴人が、この規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第13条 審議会は、会議に支障のない限り、報道機関の取材に配慮するものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年2月18日から施行する。

(様式第1号)

No. 傍 聴 証 令和 年 月 日 兵庫県薬事審議会

(様式第2号)

傍 聴 申 出 書
<p>わたしは、令和 年 月 日開催の兵庫県薬事審議会の傍聴を希望しますので、許可願います。 なお、傍聴にあたっては別紙の「兵庫県薬事審議会傍聴要領」を遵守します。</p>
兵庫県薬事審議会 会長 様
令和 年 月 日
住 所 _____
氏 名 _____
No. _____

